

学校法人福岡工業大学教員の任期(契約期間)に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、『大学の教員等の任期に関する法律(平成9年6月13日法律第82号)(以下「任期法」という。)]に基づき、「大学等において多様な知識または経験を有する教員等相互の学問的交流が不断に行われる状況を創出することが大学等における教育研究の活性化にとって重要であることにかんがみ、多様な人材の受入れを図り(任期法第1条)」、もって本学の教育研究活動の活性化に寄与することを目的として任用される教育職員(以下「任期付教員」という。)の任期について定める。

(定義)

第2条 任期付教員とは、法第4条第1項各号の規定に基づき、本学の教育研究の充実のために必要に応じて任用される教育職員(非常勤講師、特任教員及び教育嘱託職員等)をいう。

(任期付教員を任用できる組織等)

第3条 法第4条第1項各号により任期付教員を任用できる組織、職名、任期(契約期間)及び再任(契約更新)に関する事項については、別表のとおりとする。

(契約)

第4条 任期付教員を任用する場合は、被任用者と任期(契約期間)を定めた有期労働契約を締結するものとする。

2 前項の有期労働契約にかかる一の任期(契約期間)について、原則として一事業年度(当年4月1日から翌年3月31日)の範囲内で定めるものとし、任期法第7条第1項及び労働契約法第18条第1項の定めに基づき、雇用を開始した日(第1回目の雇用契約の始期)から通算期間10年を限度として、別表の再任(更新)可能期間の範囲内で再任(更新)することを妨げない。

3 前項の通算期間の計算方法は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約始期から現在締結している有期労働契約の末日までの期間を合算する。ただし、任期法第7条第2項に基づき本学に在学している間に本学との間で有期労働契約を締結していた場合における当該契約期間、又は労働契約法第18条第2項の定めに基づき労働契約が締結されていない期間が連続して6ヶ月以上あるものについては、それ以前の契約期間は、通算期間に含めない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、学長が教授会に提示した上で、理事会が決定する。

(公表)

第6条 この規程を制定改廃した場合は、任期法第5条第4項及び『大学の教員等の任期に関する法律第三条第一項の規定に基づく任期に関する規則に記載すべき事項及び同規則の公表に関する省令(平成9年8月22日文部省令第33号)]の定めに基づき、ホームページ等により公表するものとする。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

別表

号	教育・研究組織	対象となる職名	任期 (契約期間)	再任(更新) の可否
1	大学(大学院を含む)	非常勤講師	1年以内	可 ただし、通算期間10 年を限度とする。
2	短期大学部	非常勤講師	1年以内	可 ただし、通算期間10 年を限度とする。
3	短期大学部	教育嘱託職員 (編入学支援)	1年以内	可 ただし、通算期間10 年を限度とする。
4	大学・FD推進機構	特任教員	1年以内	可 ただし、通算期間10 年を限度とする。
5	大学・FD推進機構 フレッシュマンスクール	講師	1年以内	可 ただし、通算期間10 年を限度とする。